

平成21年10月22日

学生・教職員各位

新型インフルエンザに対する対応について(第8)

現在全国で流行中の新型インフルエンザに係る休講について、当面以下のように取り扱います。

- 休講決定の基準について
次のいずれかに該当する場合は、休講の措置をとることがあります。
 - ① 各学年毎の学生の総数で、原則30%以上がインフルエンザによる出席停止となった場合
 - ② 急激な感染拡大がみられた場合

- 休講の期間について
休講の期間は原則として、5日間(土・日・祝日を含む)とする。

- 実習について
実習については、従前どおり、「学生のインフルエンザ対応 20090904 版」のとおりとする。